

広島市安楽寺蔵科註妙法蓮華經（角筆文献）について

附載 安楽寺蔵書目録

柚木靖史

たところを述べ、更に安楽寺蔵書目録を附載することとする。

はじめに

一、安楽寺蔵科註妙法蓮華經について

寿永山光曉院安樂寺は、広島市東区にある淨土真宗本願寺派の古刹である。伝えられるところによると、一五二三年、玄智法師により開基されたといふ。かつて、安樂寺には、九代学僧である玉振（大慈）^{〔1〕}（一七四五年～一八一四年）が収集した書物を中心として多くの文献が伝えられていたが、一九四五年の原爆投下によりその大半が焼失した。現在まで伝存する江戸時代の写本・板本は、その災禍をかろうじて免れたものである。今般、安樂寺御住職登世岡浩治氏の御厚情を賜り、安樂寺所蔵文献を調査する機を得た。調査の結果、角筆文献一点を発見することが出来た（平成四年七月九日）。本稿で取り上げる科註妙法蓮華經（江戸時代慶安二年板）がそれである。

本稿では、この文献に附された角筆の書入れについて考察し

安樂寺蔵科註妙法蓮華經（四冊）は、全八巻のうち、卷三、卷五、卷七、卷八のみを残す端本である。このうち、卷三の一本は、破損の程度が著しく、かろうじて、角筆の書入れが認められる程度である。残りの三本は、破損も少なく、全頁に亘つて、上欄や行間に角筆の書入れが認められる。ただし、尚、判読しがたい角筆の書入れも多い。また、この科註妙法蓮華經には、角筆の書入れの他に墨書・朱書の書入れが認められ、角筆の文字と墨書・朱書とが重なった箇所から、角筆の文字の方が墨書・朱書より先に書入れられたことが知られる。角筆の書入れられた年次・場所は、今のところ未詳である。

次に、安樂寺蔵科註妙法蓮華經に関する書誌的事項を示すこ

ととする。

○新板科註妙法蓮華經（外題） 四冊（卷三、卷五、卷七、

卷八）

江戸時代慶安二年板、袋綴装、訓点附刻あり、角筆・

墨書・朱書あり、縦二八・三糸、横一九・三糸、八行、
一七字、朱印・墨印あり、

（刊記）慶安弐己丑年林鐘／書林訪興堂新刊

二、安樂寺藏科註妙法蓮華經の角筆の書入れについて

角筆の書入れは、当該文献の上欄・行間に多く認められ、本文の字句の読みを傍書したもの、本文の字句に注を加えたもの等が存する。ここでは、それらの書入れのうち判読し得たものについて、特記すべきいくつかの事象を取り上げ考察することとする。

(1) 上欄に書き入れられた和歌について

① 「世をすくふうちには誰か入らざらん遍き門をひとひさま
は」（卷第八・1丁才上欄）

右に示す歌は、卷第八・觀世音菩薩普門品第二十五の冒頭部
分の上欄に角筆にて書入れられたものである。この歌は、藤原

公任が詠んだもので「前大納言公任卿集」に所収されている。
○普門品

よをすくふうちには誰かいらざらむ普き門を人しさゝね
は（『群書類聚』 第9輯 和歌部）

右の歌は、法華經普門品を詠んだものであり、従つて、安樂寺藏科註妙法蓮華經の普門品の上欄にこの歌が書き入れられていることは、故無しとしないのである。

さて、ここで問題とすべきは、「前大納言公任卿集」に所収されている歌には「人し」とあるのに対し、安樂寺藏科註妙法蓮華經では、「ひとひ」となっている点である。そこで、この問題を考えるにあたり、まずは、「前大納言公任卿集」以後の文献に収められている当該歌を示しておくこととする。

○「後拾遺和歌集」

○普門品

前大納言公任

世をすくふうちにはたれかいらざらんあまねきかどは人
しささねば（一一九六）

○「続拾遺和歌集」

○普門品

前大納言公任

世をすくふうちにはたれかいらざらんあまねき世とは人
しささねば（一四六四）

○「栄華物語」

又普門品

よをすくふうちにはたれかいらさらんあまねきかとを人
しさゝねは

これをあつまりてすし給もけにときこえたり（卷第一五
十六丁14）

（『栄華物語』本文と索引）高知大学人文学部国語史研究
会編 昭和六十一年一月三十一日発行 武藏野書院

右掲の後拾遺和歌集・続拾遺和歌集・栄華物語の例を見る
と、字句の異同としては、前大納言公任卿集で「あまねきかど
を」である所を後拾遺和歌集で「あまねきかどは」としている
点、更に前大納言公任卿集で「あまねきかどは」とある所を統
拾遺和歌集で「あまねき世とは」としている点が挙げられる。
しかしながら、ここで問題としている「人（ひと）し」の箇所
は、後拾遺和歌集・続拾遺和歌集・栄華物語、全て「人（ひと）
し」であって、異同はない。当該歌中の「人し」について、松
村博司氏は、『栄華物語全注釈 四』（角川書店）の中で「「し」
は強意の助詞」と説明している。この説には、全く異論のな
いところである。とすれば、安楽寺藏科註妙法蓮華經の「ひと
ひ」は、どのように考えられるであろうか。

これについて、「ひとひ」とは「一日（ひとひ）」であるとい
う見方も成立するかもしれない。つまり、本来「慈門を誰も閉
ざさないのだから。」という意味であった所を、「慈門を一日中
閉ざさないのだから。」という意味の歌に変えたという捉え方

である。しかしながら、稿者は、安楽寺藏科註妙法蓮華經の当
該歌が角筆で書かれていることに注目したい。そして、「人し」
を「ひとひ」とした背景には、「シ」音と「ヒ」音の混同とい
う音韻的事象が存すると解釈したい。角筆文献が、多く口頭語
を反映していることは、小林芳規博士の説かれるところである。
小林芳規博士は、角筆文献に次のような「シ」音と「ヒ」音の
混同例が認められることを指摘しておられる。

〈「シ」を「ヒ」とするもの〉

○「広島県の角筆文献」（『広島女子大国文 第七号』一六
頁 平成二年八月三十日発行）

(7) 「ヒ・シ」の混同

私事（シヒ）（孟子道春点「225」、柏崎文庫、享保四年
板）

上欄にも角筆で「シヒ」とあるから、「事」の漢音「シ」
を「ヒ」と表したことは間違いない。その背景には、
「ヒ」が唇音ではなく口蓋音に近い音になっていて、
「シ」と調音点が近いゆえに混同が起き易くなつてい
たことが考えられる。

〈「ヒ」を「シ」とするもの〉

○「山口市域の角筆文庫」（『内海文化研究紀要 第二十一
号』平成四年三月発行）
6、「ヒ」を「シ」と発音

牝牛（「シ」は右傍の角筆文字）（22易經再刻後藤点、

江戸後期刊）

6、「ヒ」を「シ」と発音

斎（「シトシウ」は上欄の角筆文字）（12小学、江戸中期刊）

②「たのもしきちかひははるにあらねとも」（巻第八・1丁ウ

上欄）

当該歌は、上の句のみ有りて、下の句が書かれていなし。」この上の句だけからは、確信する」とはできないが、おそらくは、次の歌の上の句を記したものと考えられる。

○千載和歌集・
1238

觀音のちかひをおもひてよみ侍りける 前大納言時忠

たのもしきちかひは春にあらねどもかれにしえだも花ぞ
さきける

因みに、安楽寺藏科註妙法蓮華經の巻第八・一丁裏の本文は次の如くである。（訓点を除き本文のみを掲げる）

爾時無尽意菩薩即從座起偏袒右肩合掌向佛而作是言 世尊觀世音菩薩以何因縁名觀世音

右に示すように、本文は觀世音菩薩に関する記述がなされるところであり、角筆で上欄に書き入れられた当該歌は、本文の注として古歌を示したものであろう。

(2) 上欄、行間に書き入れられた字句注について

①「セソンヤウスル人」（巻五27丁ウ1・「旃陀羅」の右傍）

「セツシヤウスル人」とは、殺生する人ということである。

これは、「旃陀羅」の注として附されたものである。旃陀羅は、「佛教語大辭典・下卷」（中村元著 東京書籍刊）によると、

次のように説明されている。

- *candala* の音写。嚴熾・暴惡・屠者などと漢訳する。印度における四姓外の賤民。狩獵・屠殺・刑戮などを業とする。最も貶しく、カースト外の者とみなされた。彼らは蔑視、嫌悪され、人間とはみなされず、犬や豚と同類とみなされた。

右の説明のよう、旃陀羅は「狩獵・屠殺・刑戮などを業とする」ものであるから、注者は旃陀羅に対して「セツシヤウスル人」という注を施したものと考えられる。今昔物語集には、次のような用例がある。

○然レバ、女子ノ思ハク、「小家ニハ此ノ髪ヲ不要セヌナメリ。我レ、國王ノ宮ニ入テ此ノ髪ヲ売ラム」ト思テ、宮ニ入ラムト為ルニ、一人ノ旃陀羅に值ヌ。形チ・有様ノ怖シ氣ナル事、人ニ不似ズ。女子、我ヲ見テ云、「我レ、國王ノ宣旨ヲ奉テ日來ヲ經テ求メ尋ジヌルニ、今、汝ヲ得タリ。速ニ可殺シト。女子ノ云ハク、「我レ更ニ犯ス所无シ。孝養ノ為メニ髪ヲ売トシテ王宮ニ入ト為ル也。抑モ何ニ依テ我レヲ可殺ゾ」

ト。（日本古典文学大系 卷第四、第四十話）

ここでも、旃陀羅は、「殺生する人」という意味で使用されている。

②「エラニム諸法イム骨ヒヤヽカニシテ心みて見よ南無持経人」（卷第七・15丁オ上欄）

該当する一五丁表の本文は、次のとおりである。（訓点を除き本文のみを掲げる）

能持是經者 則為已見我 亦見多賽佛 及諸分身者 又見我今日 教化諸菩薩 能持是經者 令我及分身 減度多寶佛 一切皆歡喜 十方現在佛 并過去未來 亦見亦供養亦令得歡喜 諸佛坐道場 所得秘要法 能持是經者不久亦當得

右に示した本文に「服諸香旃檀薰陸 兜樓婆畢力迦 沈水膠香」とあるように、この場合の「薰陸」は「香」として使用されるものである。従つて「イタミ止ル」という薬効に関する注は、本文の内容に即した注ではないことになる。それでは、当該の「イタミ止ル」という注は、どのような根拠に基づいて附されたのであろうか。次に、薰陸の意味について検討し、当該箇所の「イタミ止ル」という注との関わりについて述べることとする。

当該注中に認められる「骨ヒヤヽカニシテ」とは、具体的に

は如何なる状態を示す表現であるのかについては現時点では未詳である。「骨が冷たくなるような修業に耐えて」という意味であろうか。

③「イタミ止ル」（卷第七・22丁オ4行上欄）／「イタミ止ル」

（卷第七・22丁オ4行 「薰陸」左傍）

③に示した二箇所の「イタミ止ル」は、いずれも「薰陸」に対する注であること、当該語の左傍に書き入れられていることより明らかである。ここで、該当する本文を掲げることとする。（訓点を除き本文のみを掲げる）

・作是供養已 從三昧超 而自念言 我雖以神力 供養於佛

不知以身供養 即服諸香旃檀薰陸 兜樓婆畢力迦 沈水膠香 又飲瞻薦諸華香油 滿千二百歲已 香油塗身 於日月淨明德佛前 以天寶衣 而自纏身已 灌諸香油以神通力願而自然身光明遍照 八十億恒河沙世界

本邦の古辞書類には次のように記される。

- 薰陸^{クンロク}葉也天竺^{スリ}也（黒川本色葉字類抄 中75ウ7 雜物部）

- 薫陸 (前田家藏古本下学集 55—4)
- 薫陸 (運歩色葉集 22—1)
- 薫陸 (明応五年本節用集 121—2)
- 薫衣香—陸 (易林本節用集 131—7)
- 薫陸香名 (伊京集 65—7)
- cunnrocu クンロク (薰陸) 安息香 (邦訳日葡辞書) 土
井忠生 森田武 長南実編 岩波書店
- 右の例より、「薰陸」を「クンロク」と読むことは明らかである。また、「薰陸」の意味を示す例としては『黒川本色葉字類抄』の「薬也」という記述が注目せらる。これにより、靖木は薬として使用されたことが知られるが、それは当該注「イタミ止ル」にみられるような痛みを止める薬なのであろうか。次に、薰陸の意味を検討する。

○古事談(卷二、大貳局就柾檀在唐土否哉勝事)「新訂増補

国史大系18

- 四条宮女房大貳局、栴檀ハ唐土ニモ有ト云。他之女房達皆天竺之物也。不燃云々。此事相論之間。伊房師宮司之時。被尋之處天竺ニ有之云々。大貳局猶論之。仍經信大納言許遺尋之處。同伊房之説。女房達弥令指南。然而大貳局者猶不信伏之間。重令問實成卿之處。答云。唐土ニモ有也。赤栴檀ハ天竺ニ之有。餘紫檀白檀等皆唐土之物也云々。仍大貳局終勝了。于時「件」女房云。此事者參

河前司季綱ガ申シヲ慥承之也。赤栴檀ハ本体也。紫檀ハ栴檀之黒也。白檀ハ栴檀之白也。沈者栴檀之沈也。薰陸ハ栴檀之シル也ト云々。

○「和漢三才図会」「和漢三才図絵」下巻 寺島良安著 東京芸術

- 本綱薰陸香乳香為一物、以如乳頭者為乳香主治亦似而異ナリ

薰陸 微温 治風水毒腫去惡氣伏尸癰癰瘍毒

△按今多乳香用唐藥、薰陸用倭藥、而倭薰陸出於奥州南部山中、掘地取之、松津液乎、成夏則鎔融蚊蠻粘著者

多只合香家多用之、入藥用者希也

○「本草綱目啓蒙」(卷三十 香木 日本古典全書 655頁)

• 薰陸香乳香 薰陸 「一名」雲華汎腴 西陽雜俎 羅香

乳香 「一名」明玉珍 事物異名 滴乳 集解

的乳 本草彙言

舶來多シ薰陸乳香元來一物ナリ薰陸ハ木ヨリ出ル脂久シクナリテ松脂ノ形ノ如ク紫黒色ナル物ヲ云乳香ハ其脂木ヨリ新ニ出テ形圓ニシテ婦人乳頭ノ如クシテ淡黄色ナルヲ元舶來乳香ノ内ニ薰陸多シ今藥舗ニ薰陸ト稱シ賣者ハ皆奥州ヨリ出ル琥珀ノ下品黒色ヲ帶ル者ニシテ薰陸ニ非ス唐山ヨリモコノ品ヲ渡ス故ナリ凡ソ舶來乳香中沙石多

ク雜ルコノ石ヲトリ薬用トス乳香石ト云コト百一選方ニ
出乳香ノ上品ヲ藥舗ニテチクビト云又玉乳香トモ云其透
明ナルヲ貴ブ故ニ明乳香 附方黃明乳香 白乳香 共同上
ト云

右のうち、薬としての薰陸を知るうえで、「和漢三才図会」「本草綱目啓蒙」の記述が参考となる。すなわち、「和漢三才図会」には、「薰陸 微温 治風水毒腫去惡氣伏尸癰瘍瘻毒」とあり、この記述により、薰陸の効用が知られる。これによれば、薰陸の効用は、風腫や水腫を治し、癰（身体に出来る小さな腫物）瘻（はしか）瘻（かさ）の毒をなくすることであると分かる。つまり、薰陸は、身体に出来る様々な腫物を治す薬であつたことになる。また、薰陸の形状・色・産出地は、「和漢三才図会」の「薰陸用倭薬、而倭薰陸出於奥州南部山中、掘地取之、松津液乎、成夏則鎔融蚊蠻粘著者多」という記述や、「本草綱目啓蒙」の「舶來多シ」「薰陸ハ木ヨリ出ル脂久シクナリテ松脂ノ形ノ如ク紫黒色ナル物ヲ云」「今藥舗ニ薰陸ト稱シ賣者ハ皆奥州ヨリ出ル琥珀ノ下品黒色ヲ帶ル者ニシテ薰陸ニ非ス」といつた記述より知られる。すなわち、薰陸とは、木の脂であつて、それが年を経て粘着性を帯び、黒紫色になつたものであるといふ。さらには、薰陸に舶來のものと国産のものがあり、このうち国産のものは、奥州より産せられるが、「本草綱目啓蒙」の説によれば、国産のものは「薰陸ニ非ス」という。

さて、ここで薰陸に附せられた「イタミ止ル也」という注の内容と薰陸の効用とを比べると、そこに若干のずれが認められる。前述したように、薰陸とは「身体に出来た種々の腫物を治す」薬であり、その腫物には痛みをともなう種類のものもあれば痛みをともなわない種類のものもあり、さらには、痒みをともなう種類のものもある。加注者は、本文には香の一種として挙げられている薰陸に對して、それが薬としても使用されることを示すために「イタミ止ル也」という注を附したものと解されるが、この注は薰陸の効用についての細かな説明とは言い難い。加注者が薰陸の効用について知らなかつたものか、或いは知つていたにもかかわらず薬であることのみを示すために「イタミ止ル也」という簡単な注に止めたものかは定かではないが、いずれにしても薰陸に対する注としては不十分である。

④「世をすつるする身をすつるとや見ん」（巻第七・23丁ウ
5～6行上欄）

該当する巻第七・二三丁裏の五行目から六行目にかけての本文は、次のとおりである。

大王今當知 我經行彼所 即時得一切 現諸身三昧 勤行
大精進 捨所愛之身

④の注は、本文の「捨所愛之身」に対応すると考えられる。「愛する所の身を捨つる」ことを、「世を捨つる身を捨つる」と注したものであろう。「捨つる捨つる」と繰り返した所に、

単なる字句注ではない、加注者の主観的思いが看取せられる。

⑤「ヲシミヲシム」（卷第七・17丁オ2 「憲格」の左傍）

該当する卷第七・一七丁表二行目の本文は、次のとおりである。（訓点を除き本文のみを掲げる）

- 此所以者何如來有大慈悲無諸憲格

右に示した本文の「憲格」の左傍に角筆の文字で「ヲシミヲシム」とあり、「格」字の右傍には角筆の文字で「リン」とある。ここで述べるまでもなく「リン」は「格」字の音読みを示したものであり、「ヲシミヲシム」は、「憲格」の意味を書き記したものである。当該本文の「憲格」は名詞として使用された例であり「ケンリン」と名詞に読まれるべきところであつて、木
柚
靖
史
（柚木靖史）の和訓を記したというよりも、「憲格」の意味を記したのである。当該本文の「憲格」は名詞として使用された例であり「ケンリン」と名詞に読まれるべきところであつて、「ヲシミヲシム」という動詞の訓は、この場合適当ではなかろう。したがつて、当該の「ヲシミヲシム」という書き入れは、「憲格」の和訓を記したというよりも、「憲格」の意味を記したと見るほうが妥当であろう。そこで、「憲格」の読みを古辞書から探ることとする。

○「観智院本類聚名義抄」

- 苦問反 ヲシム ムサホル （法中一〇一）
- 憲
ヤフサカル ヲシムナリ 禾ケン
力刃切 鄙 （法中七四）
- 憲
也 俗作恵

・ 慲着 力進反 ヲシム ムサホル （法中七四）
ヤフ サカル 禾リム

○「黒川本色葉字類抄」

・ 昔 オシム「憲格愛憲堅 已上同（中68ウ2）
正音 憲格

○「文明本節用集」

・ 憲格（65—4）

○「易林本節用集」

・ 憲格（146—2）

右に示した古辞書の記述から、「憲」「格」字共に「ヲシム」という和訓が存し、また「憲格」という熟語の読みは「ケンリン」であることも分かる。加注者は、「憲格」の意味を記すにあたり、それぞれの漢字の和訓に基づいて「ヲシミヲシム」と書き記したものであろう。

次に、「憲格」の意味について考察する。この「憲格」という語について管見に入った用例は未だ多くはないが、今昔物語集の用例を掲げ、その意味を確認することとする。

○「今昔物語集」（卷第九・三九話）

・ 今昔、震旦ノ楊州ニトノ人有ケリ。其ノ父、隋ノ代ニ有テ、陳ヲ平ゲタル功ヲ以テ、儀同ヲ授ケタリ。其ノ人、本ヨリ性憲格也。而ルニ、昔、人ヲ雇テ家ヲ造ラセテ、其ノ功ヲ不價ザリケルニ、彼ノ作タル人、来テ錢ヲ乞

ケルヲ、土瑜ガ父、此レヲ打ツ。

右の用例中の「堅格」は、土瑜の父の性格を表現した語である。

ここでの「堅格」の意味は、「人ヲ雇テ家ヲ造ラセテ、其ノ功ヲ不價ザリケルニ、彼ノ作タル人、來テ錢ヲ乞ケルヲ、土瑜ガ父、此レヲ打ツ。」とあるように、「(錢を惜しむように) 欲深くけちだ」ということである。「ヲシミヲシム」とは、堅格のこのような意味をとらえて書き記したものと考えられる。

⑥「身チヽメル」(卷第七・18丁オ1 「曲躬」の左傍)

該当する卷第七・一八丁表一行目の本文は、次のとおりである。(訓点を除き本文のみを掲げる)

• 偏滿其身益加恭敬曲躬低頭合掌向佛

「身チヽメル」は、「曲躬」の左傍に角筆で書き入れられたものである。この場合の「チヽメル」とは「縮める」であつて、下二段活用動詞の下一段化の例と考えられる。「曲躬」の右傍にも角筆で、「コクク」とある。これは、「曲躬」という熟語の吳音読みを書き入れたものである。更に「曲躬」には、朱書も書き入れられており、「曲躬」の右傍に朱書にて「礼拝」とあり、「曲」と「躬」の間に合符も書き入れられている。「曲躬」とは、文字通り「体を曲げる」という意味である。因みに、「曲」と「躬」の和訓を古辞書によつて調べると次のように記載されている。

○「躬」の和訓

身弓 音弓 ミツカラ ミ ナラフ マク
カヽマル イタル ヲノレ ヲノレカ

(観智院本類聚名義抄 佛上八六)

身シンミ 同
先人反質同
身弓キユウ 同
主也

后戒反

(黒川本色葉字類抄 人体部 62ウ5)

朕チングガ 躯ミニ 有アバソミ 罪ソミ
(文明本節用集 171—8)

魚躬 (易林本節用集 118—3)

○「曲」の和訓

曲丘玉反屈一 (黒川本色葉字類抄 卷中92ウ8)

マク

マホテ

曲マカル メウル ツフサニ ツマヒラカニ
クマ マクイル クハシ
(観智院本類聚名義抄 僧下一二五)

曲二 (其) 形 (文明本節用集 395—4)

キヨク マガル フミ (和玉篇 270—4)

曲ツブサ クワシ

- コク
 ツマヒラカ
 (弘治二年本節用集 170—5)
 曲
 (永禄二年本節用集 140—5)
 曲
 (堯空本節用集 129—8)
 曲
 温故知新書 211—3)
 曲
 (饅頭屋本節用集 99—8)
 曲
 (黒木本節用集 122—1)
 屈 同
 (易林本節用集 142—6)
 以上的古辞書の用例に示すように、
 訓が認められるものの、「曲」字には
 認められない。従つて、「身チヽメル」
 「躬」の読みを記したのではなく「曲躬」
 としては、古辞書中に「結」「縮」「頭」
 考えられる。因みに、「チヂム」とい
 う字は、古語で「束ねる」という意
 味で、日本語の「束ねる」の「縛」
 の字と同一の字である。
 衣
 (文明本節用集 187—4)
 絡
 (饅頭屋本節用集 36—5)
 縮
 (黒木本節用集 41—4)
 豆貢
 句云枯木一風ニ(伊京集 22—1)
 每枝愁アリ
 (文明本節用集 1038—5)

以上の古辞書の用例に示すように、「躬」字には「ミ」の和訓が認められるものの、「曲」字には「チヂム」という和訓が認められない。従つて、「身チヽメル」という書き入れば、「曲躬」の読みを記したのではなく「曲躬」の意味を記したものと考えられる。因みに、「チヂム」という和語に宛てられる漢字としては、古辞書中に「結」「縮」「頭」字が認められる。

（前田本色葉字類抄 卷下76才6）
・宿所六反 ヲサム ツ・ム シ・マル
ミタル スク シタム ユヒツク 稲宿
(観智院本類聚名義抄 法中一二(五))
更に、「身チヽメル」のように「身」と「チヂム」とが結合した句形態としては、「邦訳日葡辞書」に用例を見いだすことがある。

• chijime, uru, eta,チヂメ、マル、メタ(縮め、むる、めた)
短縮せやる。また、縮れせやる。Muo chigimuru(身を縮むる) 身を縮める

次に、「曲躬」の意味について考えぬ。ルルナカ。次に示す
ように中国文献では「曲躬」は、「貴人を前にして）体を曲げ
お辞儀をする」という意味で使用されてくる。

- 欲使志義之士，匍匐曲躬以事」（潛夫論・本政）
- 每正朔朝見，弘曲躬而自卑（後漢書・鄭公傳）

とあるように「(佛を前にして) 体を曲げお辞儀をする」という意味で使用されている。

以上は中国の文献に認められる「曲躬」の用例であるが、本邦の文献の中で「曲躬」を使用した例は未だ管見に入っていない。

(3) その他一上欄に書き入れられた覚書

○「田チのムタ何程百八十石今ナヲセハ六拾石」（巻第七・38
丁才上欄）

右に示した角筆の書き入れは、「田地の無駄何程、百八十石今治セバ六拾石」と解読されるのであり、その意味は「田地の無駄はどれ程か、一八〇石で今治せば六〇石になる。」ということであろう。

該当する三八丁表の本文は、次のとおりである。

起居軽利	安樂行不	四大調和不	世事可認不	衆生易度
不 無多貪欲瞋恚愚痴	嫉妬慳慢不	無不孝父母	不敬沙門	
門 邪見不 善心不	摶五情不	世尊衆生	能降伏諸魔	
怨不久減度多寶如來	在七寶塔中	來聽法不	又問訊多寶	
如來 安穩少惱	堪忍久住不	世尊我今欲見多寶佛身	唯願世尊示我令見	

右に示した本文からも分かるように、当該の角筆の書き入れと本文とは、互いの内容に関連が認められない。当該の角筆の

書き入れは、田地の無駄に関する事であり、法華經の教義とは関わりのないことである。従って、この角筆の書き入れは、本文の字句注ではなく、おそらくは私的な覚書として書き留めたものであろうと推せられる。

おわりに

以上、安樂寺蔵科註妙法蓮華經（角筆文献）について、角筆の書き入れに関するいくつかの事象を検討した。安樂寺蔵科註妙法蓮華經に書き入れられた角筆は、その内容から次の三種に分けられる。その一つは、妙法蓮華經本文の字句に読みを仮名でしめした類のものである。その二は、字句の意味を書き記した類のものである。これには、「薰陸」に対して「イタミ止也」とあるような熟語の意味を示したものもあれば、本文の内容とかかわる古歌を上欄に示したものもある。その三は、「田チのムタ何程百八十石今ナヲセハ六拾石」のような本文の内容とは関係なく私的な事柄を書き記した類のものである。本稿では、この三種のうち第二の類・第三の類を中心に、現段階で読解し得る部分のいくつかについて述べてきた。安樂寺蔵科註妙法蓮華經の角筆の書き入れのうち取り上げるべき重要な問題がこの第二の類・第三の類にあると考えたからである。現段階では安樂寺蔵科註妙法蓮華經の角筆の書き入れが、江戸時代のいつ、

どこで、だれにより記されたかについては未詳の点が多く、音韻的事象といった方言的考察を行ない得ていかない。従つて、本資料の角筆の書き入れのうち第一の類に関する考察は、今後の課題とさせていただくこととする。

(注)

(1) 「安芸門徒」(水原史雄著、中国新聞社、一九八〇年六月三〇日発行)に玉振についての説明がある。

(2) 「アヅシイム」の如くあり。

〔附載〕 安樂寺藏書目録 (江戸時代写本、板本)

〔板本〕

○念佛三昧寶王論 (下) 一冊

江戸時代慶安元年板 (一六四八)、訓点附刻アリ、

袋綴装、墨朱書入れアリ、

(刊記) 慶安元歳八月吉祥日

○注十疑論 一冊

江戸時代慶安元年板 (一六四八)、訓点附刻アリ、

袋綴装、朱書入れアリ、

(刊記) 慶安元季戊子正月吉旦 / 中村五兵衛尉

(裏表紙見返) 吳江 玉振

○科註 觀無量寿經 四冊

江戸時代明暦四年板 (一六五八)、訓点附刻アリ、

袋綴装、墨朱書入れアリ、

(刊記) 明暦戊戌四年三月吉旦 / 中野小左衛門板行

江戸時代写、

○「題未詳」(写本) 一冊 (破損甚し)

江戸時代写、

○「題未詳」(写本) 一冊 (破損甚し)

江戸時代写、

○「題未詳」(写本) 一冊 (破損甚し)

江戸時代宝暦十二年 (一七六二) 写、

(奥書) 総貢宝暦第十二次壬午

〔写本〕

○「題未詳」(写本) 一冊 (破損甚し)

袋綴装、墨朱書入れアリ、

(表紙見返) 明光寺最澄藏

○改悔文略解 (写本) 一冊

○江戸時代中期写、

○江戸時代写、

○改悔文略解 (写本) 一冊

○江戸時代写、

○卷末墨書 (寅十一月 本如砌判 / 周南沙門最澄

○觀釋聞稿 全 一冊

○大坪本流対馬問答 乾 (内題) (写本) 一冊

○無量寿經論註記 一冊

江戸時代萬治元年板（一六五八）、訓点附刻アリ、

袋綴装、朱書き入れアリ

（刊記）萬治元年戊戌十二月吉日／吉田庄左衛門

（裏表紙見返）玉振

○新板改正 五部 一冊

江戸時代寛文七年板（一六六七）、訓点附刻アリ、

袋綴装、墨朱書き入れアリ、

（刊記）寛文第七歳宿丁未弥生中澣／丁子屋三郎兵衛

（裏表紙見返）吳江 玉振

○会論 起信論義記 三冊

江戸時代寛文九年板（一六六九）、訓点附刻アリ、

袋綴装、墨朱書き入れナシ、

（刊記）寛文九年己酉年／正月吉辰

○因明論大疏 二冊

江戸時代寛文十一年板（一六七一）、訓点附刻アリ、

袋綴装、墨朱書き入れアリ、

（刊記）寛文十一辛亥年四月吉日／文臺屋守平求板

○六物図輯釈 二冊

江戸時代寛文十三年板（一六七三）、訓点附刻アリ、

袋綴装、墨朱書き入れナシ、

（刊記）寛文十三年歲次癸丑孟春吉辰／萬屋作右衛門板行

○法宗原 一冊

江戸時代延寶六年板（一六七八）、訓点附刻アリ、

袋綴装、墨朱書き入れナシ、

（刊記）延寶六戊午仲夏／中野五郎左衛門梓

（裏表紙見返）玉振

○支那撰述 指要鈔詳解 三冊

江戸時代天和二年板（一六八二）、訓点附刻アリ、

袋綴装、墨朱書き入れアリ、

（裏表紙見返）吳江 玉振集成

○新板 註維摩経 二冊

江戸時代貞享三年板（一六八六）、訓点附刻アリ、

袋綴装、墨朱書き入れナシ、「安芸郡安楽寺蔵書」朱印アリ、

（刊記）貞享三年丙寅九月吉旦

○比丘六物図私抄 一冊

江戸時代初期板、訓点附刻ナシ、袋綴装、墨書き入れアリ、

○大明三藏聖教目録 一冊

江戸時代初期板、訓点附刻ナシ、袋綴装、墨朱書き入れナシ、

○校刻 四分義極略私記 一冊

江戸時代初期板、訓点附刻ナシ、袋綴装、墨朱書き入れナシ、

（裏表紙見返）吳江 玉振

○古文孝經 一冊

江戸時代初期板、訓点附刻アリ、袋綴装、墨朱書き入れナシ、

(刊記) 「破損」申子夏五月日／「破損」四年壬子九月日

再板／「破損」高山房

(裏表紙見返) 吳江 玉振
○起信論海東疏 一冊

○無量寿經優婆提舍願生偈婆數槃 頭菩薩造并注卷上 (内題)
一冊

江戸時代初期板、訓点附刻アリ、袋綴装、朱書入れアリ、
袋綴装、墨朱書入れナシ、

(刊記) 元禄九年歲次丙子九月吉旦／書林 井上忠兵衛
寿梓

○正信念佛偈要解 一冊

江戸時代初期板、訓点附刻アリ、袋綴装、朱書入れアリ、
「安芸郡安楽寺藏書」朱印アリ

○元照 観無量寿經義疏 二冊

江戸時代初期板、訓点附刻アリ、袋綴装、朱書入れナシ、
(裏表紙見返) 吳江 玉振

○十八道 一冊

江戸時代初期板、訓点附刻アリ、袋綴装、墨朱書入れアリ、
(裏表紙見返) 吳江 玉振

○觀經四帖疏

江戸時代初期板、訓点附刻アリ、袋綴装、墨朱書入れアリ、
(裏表紙見返) 吳江 玉振

○百法問答抄 五冊

江戸時代初期板、訓点附刻アリ、袋綴装、墨朱書入れアリ、
(裏表紙見返) 吴江 玉振

○道 成唯識論 一冊

江戸時代元禄十六年板 (一七〇二)、訓点附刻アリ、
袋綴装、墨朱書入れナシ、
(刊記) 元禄十六龍集癸未孟春穀旦／洛陽寺町五条／中野

○新板 往生要集 三冊

江戸時代元禄四年板 (一六九一)、訓点附刻アリ、
袋綴装、墨朱書入れアリ、「安芸郡安楽寺藏書」朱印アリ、

○支那撰述 勝鬘經宝窟 四冊

(刊記) 元錄四辛未年文月下弦
江戸時代宝永元年板 (一七〇四)、訓点附刻アリ、

- 袋綴装、墨朱書入れナシ
 (刊記) 宝永元甲申年重陽 井上美氏秋閑藏板
- 頭書讚阿弥陀偈 全 一冊
 江戸時代正徳五年板 (一七一五)、訓点附刻アリ、
 袋綴装、墨朱書入れアリ、
- (刊記) 正徳五乙未年三月吉祥日／河南四郎右衛門板
 (裏表紙見返) 吳江 玉振
- 阿弥陀経私集抄 一冊
 江戸時代享保二年板 (一七一七)、訓点附刻アリ、
 袋綴装、墨朱書入れナシ、
- (刊記) 享保二丁酉年仲夏上旬
 ○大毘盧遮那經住心品疏冠註 一冊
 江戸時代享保五年板 (一七二〇)、訓点附刻アリ、
 袋綴装、墨朱書入れアリ、
- (刊記) 享保第五歲次庚子杪春念四午刻／閣筆於寶星南臍
 競／僧碌大僧正覺眼空七十八翁誌 合梓
 (裏表紙見返) 吳江 玉振
- 有宗七十五法記 一冊
 江戸時代享保十七年板 (一七三一)、訓点附刻ナシ、
 袋綴装、墨朱書入れナシ、
- (刊記) 岳享保十七稔壬子復月穀旦 皇都書舗
- 讚阿弥陀佛偈提詔 二冊
 江戸時代寛延三年板 (一七五〇)、訓点附刻アリ、
 (裏表紙見返) 天保第六乙未次季冬求之／城東 安楽寺藏
- 袋綴装、墨朱書入れナシ、
 (刊記) 寛延三庚午歲三月
 (裏表紙見返) 吳江 玉振
- 科註勝宗十句義論 一冊
 江戸時代寶曆十年板 (一七六〇)、訓点附刻アリ、
 袋綴装、朱書入れナシ、
- (刊記) 寛曆十年庚辰孟夏吉日／京都 寺町通五条上ル町
 西側／中野宗左衛門板
 (裏表紙見返) 吴江 玉振
- 校正 二十唯讐論述記 一冊
 江戸時代明和五年板 (一七六八)、訓点附刻アリ、
 袋綴装、墨朱書入れアリ、
- (刊記) 元禄十五年壬午二月上浣開板／豈明和五年戊子二月改正／皇都書林 井上忠兵衛 河南四郎右衛門
 (第一冊・裏表紙見返・墨書)
 天保第六乙未次季冬求之／城東 安楽寺藏

(刊記) 寛政七乙卯孟春

(裏表紙見返) 牛安

○支那撰述 起信論疏筆削記 二冊

江戸時代中期板、訓点附刻アリ、袋綴装、朱書入れアリ

○首書十八通 一冊

江戸時代中期板、訓点附刻アリ、袋綴装、墨朱書入れナシ、

○鼈頭觀心覺夢鈔 下 一冊

江戸時代中期板、訓点附刻アリ、袋綴装、墨朱書入れナシ、

○無量寿經梵響記 二冊

江戸時代中期板、訓点附刻アリ、袋綴装、墨朱書入れナシ、

○入出二門偈頌流情記 一冊

江戸時代中期板、訓点附刻アリ、袋綴装、墨朱書入れナシ、

○重校 称讚淨土經駕説 二冊

江戸時代中期板、訓点附刻アリ、袋綴装、墨朱書入れナシ、

○五帖壹部 御文寸珎序 一冊

江戸時代中期板、平かな文、袋綴装、墨朱書入れナシ、

○觀經疏妙宗鈔会本 (内題) 二冊

江戸時代中期板、訓点附刻アリ、袋綴装、墨朱書入れアリ、

(裏表紙見返) 吳江玉振

○選択本願念佛集 一冊

江戸時代中期板、訓点附刻アリ、袋綴装、墨書入れアリ、

○安心決定鈔鼓吹 一冊

江戸時代中期板、片かな文、袋綴装、墨朱書入れアリ、

○箋註 蒙求 一冊

(卷末・墨書) 天保六乙未次季冬求之

○正信念佛偈要解 (内題) 一冊

江戸時代中期板、訓点附刻アリ、袋綴装、墨書入れアリ、

○統妙好人傳 下 一冊

江戸時代嘉永四年板 (一八五一)、平かな文、袋綴装、

墨朱書入れナシ、

(刊記) 嘉永四辛亥正月／五梅園藏板

○科註阿弥陀經 一冊

江戸時代後期板、訓点附刻アリ、袋綴装、朱書入れアリ、

○横超直道金剛鉢 一冊

江戸時代後期板、片かな文、袋綴装、墨朱書入れナシ、

〔付記〕

本稿は、第一回角筆研究会(平成四年十月九日 於広島大学
角筆研究室)における口頭発表を基にまとめたものである。発
表会の席上、小林芳規先生をはじめ、諸先生方より、貴重な御
教示を賜った。ここに、記して深謝申し上げる次第である。ま

た、この稿を成すにあたり、安楽寺の登世岡浩治御住職をはじめ関係各位の格別の御厚情と御世話を賜った。ここに厚く御礼を申し上げる次第である。

About Kachu Myohorengekyo (Kakuhitsu document) owned
by the Anrakuji in Hiroshima

Yasushi YUNOKI

Abstract

Old Anrakuji Temple, which belongs to the jōdoshinshū Honganji Sect of Buddhism, is located in Ushita Honmachi, Higashi Ward, Hiroshima. The Temple owns several books printed from woodblocks, and books copied from the Edo period that fortunately survived the devastation caused by the atomic bomb. Through the generosity of the superior of the temple, Kōji Toyooka, I had an opportunity to examine these documents. As a result, I discovered one Kakuhitsu document (Kachū Myōhōrengekyō, 1866 Version).

The Kakuhitsu document not only includes readings and notes on words and phrases using Kakuhitsu, but also includes personal memoranda and Japanese poems in the upper part of the document.

This paper describes my attempts to decode and analyze the Japanese poems and personal memoranda in the Kakuhitsu document. During my examination, I discovered some examples where, during the Edo period, the pronunciation of “shi” was confused with the pronunciation of “hi”.

I have included a list of the valuable documents kept at Anrakuji, including many held by the ninth learned priest, Gyokushin (1745–1814). These documents hold promise for future research.